

船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の法定研修を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業者 次に掲げるいずれかの事業を行う指定介護サービス事業所であって市内に所在するもの（以下「事業所」という。）を運営する者をいう。

ア 特定施設入所者生活介護

イ 小規模多機能型居宅介護

ウ 認知症対応型共同生活介護

エ 地域密着型特定施設入居者生活介護

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

カ 看護小規模多機能型居宅介護

キ 介護老人福祉施設

ク 介護老人保健施設

ケ 介護医療院

コ 居宅介護支援

サ 介護予防支援

(2) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験 法第69条の2第1項に規定する試験をいう。

(4) 法定研修 別表に示す研修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、第4号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認め

る場合は、この限りでない。

- (1) 申請日において、法定研修を修了しており、かつ、当該研修に係る都道府県への交付申請を行った介護支援専門員証の交付日（ただし、主任介護支援専門員研修の場合、当該研修の研修修了日とする。）（以下「証交付日」という。）が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
- (2) 介護支援専門員として事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に、証交付日以降3か月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
- (3) 介護サービス事業者 directly 雇用されていること又は介護サービス事業者の役員等（役員その他の実質的に事業の経営に関与している者をいう。）であること。
- (4) 船橋市市税条例（昭和29年条例第30号）に規定する市税に滞納がないこと。
- (5) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験及び法定研修の受講に係る経費について他の公的な制度による助成（本事業による補助を含む。）を受けていないこと。

（対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、介護支援専門員実務研修受講試験の受験手数料並びに法定研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費（研修事業者等又は就業先である介護サービス事業者等から当該経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該助成等に係る額を控除した後の経費）のうち市長が必要であると認めるものについて、予算の範囲内において、受講料等の2分の1の額を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金交付申請書（兼申立書及び個人情報利用に係る同意書）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 領収書その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し
- (2) 証交付日を確認できる書類の写し
- (3) 船橋市税を滞納していないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出なけ

ればならない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金承諾（不承諾）決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）第16条の2第1項に基づき、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第11条 既に補助金の支給を受けた者は、第9条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき規則第16条の3第1項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、既に補助金

の支給を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 既に補助金の支給を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額につき規則第16条の3第4項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(交付時期)

第12条 補助金は、第7条に規定する額の決定後に交付する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和7年度における証交付日についての第3条第1号規定の適用については、同号中「補助金の申請日の属する年度の前年度の4月1日以降」とあるのは、「令和7年1月1日以降」とする。

別表 法定研修（第2条関係）

区分	介護保険法等根拠法令
介護支援専門員実務研修	法第69条の2第1項
介護支援専門員再研修	法第69条の7第2項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号

第 1 号様式

船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金交付申請書
(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書)

船橋市長 あて
船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金の交付を受けたいので、船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 日		年 月 日 ※法人証明欄に記載の日付から 3 0 日以内の申請に限り有効となります。	
申 請 者	フリガナ 氏 名	印	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	住所	(郵便番号 ー)	
	電話番号	ー ー	
	メールアドレス		
申立及び 個人情報の利用に係る 同意		補助金の交付申請にあたり、以下の事項について申し立てます。また、個人情報の利用について同意します。 ・本申請の対象となる受験手数料及び研修の受講に係る経費について、本申請において申告するものの他、いかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けておらず、また受ける予定でないことを申し立てます。 ・市役所内他課、研修事業者等、介護サービス事業者又はハローワーク等の他機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意します。 氏 名 _____	
研修の種類 (該当するものに○)		(1) 介護支援専門員実務研修 (2) 介護支援専門員再研修 (3) 主任介護支援専門員研修	
介護支援専門証交付日		年 月 日	
補助対象経費 (※)		円	
交付申請額		円	

※補助対象経費について、研修事業者等又は就業先である事業所の運営法人等から助成等を受け、又は受ける予定の場合には、補助対象経費の合計から当該助成等に係る額を控除した額を記載し、当該助成等を受け、又は受ける予定であることが確認できる書類を添付すること。

口座振込 依頼欄	銀行 信用組合 信用金庫 農協					本 店 支 店 出張所							
	金融機関コード					支店コード							
	口座種別	普通 当座 その他 ()					口座番号						
	口座名義人	フリガナ 氏名											

【法人証明欄】
・申請者が介護支援専門員として、____月____日現在、3 か月以上継続して就業している
・受験手数料及び研修費用として、_____円を法人負担している。（負担が無い場合は 0 円を記載）

事業所名・事業所番号	
事業所所在地	
運営法人名・代表者印	印

第 2 号様式

船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金承諾(不承諾)決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

先に申請のありました船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金の交付について、船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり通知します。

研修の種類	(1) 介護支援専門員実務研修 (2) 介護支援専門員再研修 (3) 主任介護支援専門員研修
交付の諾否	
否の場合の理由	
交付申請額	
補助金交付決定額	
支払予定日	年 月 日
その他	

船橋市介護支援専門員研修等費用助成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部若しくは一部の返還を命じます。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。